

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農林水産業緊急応援事業	①物価高騰における燃料価格の高騰の影響を受けている農林水産業者および飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家に対して、負担を軽減するため燃料費および飼料価格購入費の一部を支援する。 ②町内農林業者、水産業者、畜産農家への補助金 ③補助金14,550千円、振込手数料5千円 ④対象事業者124件(農林業者50件、水産業者61件、肉用牛繁殖農家9件、養鶏農家4件)	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	緊急給食費負担軽減事業	①食材の高騰分が学校給食実施に係る子育て世帯の負担増加につながらぬよう食材に係る費用を措置する。 ②町内小・中学校学校給食実施に係る食材高騰分の食材購入費(賄材料費) ③学校給食センターで調理する毎食約1,500食9,700千円 1食あたり 31.1円×197日×870人=5,330,000円(小学校児童) 1食あたり 31.1円×197日×100人=612,000円(小学校教職員等) 1食あたり 36.0円×197日×490人=3,475,000円(中学校生徒) 1食あたり 36.0円×197日×40人=283,000円(中学校教職員等) 総事業費は9,700千円だが、交付金対象経費は小学校児童分と中学校生徒分の5,330千円+3,475千円=8,805千円を計上。 小学校教職員等分と中学校教職員等分の612千円+283千円=895千円は交付対象外経費とし、その他財源(一般財源)を充当。 ④町内小・中学校に在籍している児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	かどがわ応援振興券(臨時)発行事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民生活の負担を軽減するとともに、地域経済の下支えをするため、「かどがわ応援振興券」を町民1人当たり3,000円発行し、町内全世帯に配布する。 ②かどがわ応援振興券発行事業に係る経費 ③ ・補助金(振興券換金分51,000千円、商工会事務費950千円):51,950千円 ・委託料(封入封緘1,263千円、システム改修1,000千円):2,263千円 ・印刷製本費1,524千円 ・郵送料4,510千円 ・その他財源13,827千円(県補助金のプレミアム付商品券等発行事業補助) ・総事業費60,247千円のうち交付対象経費46,420千円に交付金を充当 ＜商品券発行総額＞51,000千円 ＜商品券額＞1人当たり3,000円(500円×6枚)を配布 ＜配布世帯＞8,200世帯(6月1日現在) ＜対象者＞令和7年6月1日時点(予定)で、町内に住民登録のある者 ＜配布方法＞世帯宛に商品券を発送 ④町民	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校入学祝い金支給事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、小学校入学時における経済的な負担軽減を目的に、町内に住所を有する小学1年生を対象に児童1人あたり2万円を支給する。 ②小学校入学時における経済的な負担軽減のための入学祝い金支給に係る経費 ③扶助費 150人×20,000円 文書郵便代 150人×110円 ④小学1年生児童を持つ世帯	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	経済対策住宅リフォーム商品券発行事業	①町内には築年数の古い建物が多く、リフォームを希望する町民が多いが、工事の実施に当たり資材費等の高騰の影響を大きく受けていることから、リフォーム工事に使用できるプレミアム付商品券を発行することで、住環境の改善及び地域経済の活性化を図る。 100千円以上のリフォーム工事を行う町民に対し、当該工事費の15%相当額(上限150千円)を補助する商品券を発行する。 ②住宅リフォーム商品券発行事業に係る経費 ③補助金(プレミアム分11,250千円、商工会事務費等400千円):11,650千円 ＜商品券発行総額＞75,000千円 ④町内に住宅を所有する町民	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	緊急給食費負担軽減事業(追加分)	①食材の高騰分が学校給食実施に係る子育て世帯の負担増加につながらぬよう食材に係る費用を措置する。 ②町内小・中学校学校給食実施に係る食材高騰分の食材購入費(賄材料費) ③学校給食センターで調理する毎食約1,500食620千円 1食あたり 3.0円×130日×870人=340,000円(小学校児童) 1食あたり 3.0円×130日×100人=39,000円(小学校教職員等) 1食あたり 3.5円×130日×490人=223,000円(中学校生徒) 1食あたり 3.5円×130日×40人=18,000円(中学校教職員等) 総事業費は620千円だが、交付金対象経費は小学校児童分と中学校生徒分の340千円+223千円=563千円を計上。 小学校教職員等分と中学校教職員等分の39千円+18千円=57千円は交付対象外経費とし、その他財源(一般財源)を充当。 ④町内小・中学校に在籍している児童生徒の保護者	R7.9	R8.3